

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。今年はインフルエンザが猛威をふるっておりますので、体調管理にはくれぐれもご注意ください。

今回は「令和5年度税制改正大綱」よりインボイス制度の改正点の一部についてご紹介いたします。

適格請求書等保存方式に係る見直し

1. 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、**免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したこと**により事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下)の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税に8割を乗じた額とすることにより、**納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。**

2. 一定規模以下の事業者の行う少額の取引に係る経過措置

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入について、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

3. 少額の返還インボイスの交付義務免除

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

※こちらは恒久的な措置となります。

4. 適格請求書発行事業者登録制度についての見直し

①免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出しなければならないこととする(現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)。

この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

②適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日(現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日)までに届出書を提出しなければならないこととする。

上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350